

特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準検討のための対比表（案）

資料3-2

独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 (平成23年4月1日館長決定)	熊本県行政文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 (平成24年月日決定)	熊本県情報公開条例 解釈運用基準 (平成22年4月)	大阪市公文書管理条例に基づく利用 請求に対する処分に係る審査基準 (平成23年4月1日制定)
<p>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。</p>	<p>熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。</p>		<p>大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号。以下「条例」という。)第16条に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。</p>
<p><b>1. 審査の基本方針</b></p>	<p><b>第1章 審査について</b></p>		<p><b>第1 条例第16条第1項第1号に基づく利用制限</b></p>
<p>法第16条に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。</p> <p>個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」(法第16条第2項)に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるもの(国立公文書館利用等規則第12条第3項)とし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。</p> <p>また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが(法第16条第2項)、「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで国立公文書館の長(以下「館長」という。)に委ねられている。</p>	<p>条例第15条に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第15条第1項第1号に規定する情報(以下「利用制限情報」という。)に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して、以下の基準により行う。</p>		<p>条例第16条に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第16条第1項第1号に規定する情報(大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第7条第1号、第2号、第3号、第5号ア若しくはオ、第6号又は第7号に掲げる情報)(以下「利用制限情報」という。)に該当する場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限するものとする。</p> <p>利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、基本的に利用決定を行う時点における状況を勘案して、次の1から3に基づき行う。</p>
<p><b>2. 法第16条第1項第1号及び第2号の利用制限情報該当性の判断基準</b></p>	<p><b>第2章 条例第15条第1項第1号及び第2号の利用制限情報該当性の判断基準</b></p>		
	<p><b>第1 法令秘等情報(条例第15条第1項第1号ア〔熊本県情報公開条例第7条第1号〕)について</b></p>		<p>(2) 法令秘情報(情報公開条例第7条第7号)について</p>
	<p>1 「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により…公にすることができないとされている情報」 (1) 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる(地方自治法第14条第1項)ものとされている。したがって、既に法令の規定や実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報については、この条例においても<b>利用制限とするものである。</b> (2) また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報は、この条例と他の条例との関係はい</p>	<p>1 「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により…公にすることができないとされている情報」 (1) 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる(地方自治法第14条第1項)ものとされている。したがって、既に法令の規定や実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報については、この条例においても<b>不開示とするものである。</b> (2) また、他の条例の規定により公にしてはならないとされている情報は、この条例と他の条例との関係はい</p>	<p>ア 「法令等」とは、法令及び条例をいい、「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令をいう。 イ 「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ…る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいう。 ウ 「法令等の規定の定めるところにより…公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又</p>

	<p>わゆる一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって<u>利用させることはできない</u>。</p> <p>(3) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。「条例」には規則は含まれないが、法令又は条例の規定により不開示とすべき事項を規則に委任している場合は含まれるものである。</p> <p>(4) 「法令等の規定により…公にすることができずとされている情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができずとされている場合等をいう。</p> <p>2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができずとされている情報」</p> <p>(1) 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与（不開示の指示）であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により不開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。</p> <p>例えば、地方自治法第245条第1号への規定による指示、第245条の7の規定による法定受託事務の処理に関する是正の指示、第245条の9第1項の規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものなどがある。</p> <p>(2) 「国の機関」については、次のようなものがある。</p> <p>① 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関 内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる府及び省並びにその外局として置かれる委員会及び庁</p> <p>② 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院</p> <p>③ これらに置かれる機関 府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等</p> <p>④ その他内閣、国会、裁判所なども含まれる。</p> <p><del>(3) なお、本号に該当すると認められる行政文書は、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的不開示の適用除外とされている。</del></p>	<p>わゆる一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって<u>不開示することはできない</u>。</p> <p>(3) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。「条例」には規則は含まれないが、法令又は条例の規定により不開示とすべき事項を規則に委任している場合は含むものである。</p> <p>(4) 「法令等の規定により…公にすることができずとされている情報」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができずとされている場合等をいう。</p> <p>2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができずとされている情報」</p> <p>(1) 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国の機関からの関与（不開示の指示）であって、法律若しくはこれに基づく政令に根拠を有し、権限を有する者から文書により不開示を禁止する旨の明確な指示があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。</p> <p>例えば、地方自治法第245条第1号への規定による指示、第245条の7の規定による法定受託事務の処理に関する是正の指示、第245条の9第1項の規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものなどがある。</p> <p>(2) 「国の機関」については、次のようなものがある。</p> <p>① 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関 内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる府及び省並びにその外局として置かれる委員会及び庁</p> <p>② 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院</p> <p>③ これらに置かれる機関 府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等</p> <p>④ その他内閣、国会、裁判所なども含まれる。</p> <p>(3) なお、本号に該当すると認められる行政文書は、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的不開示の適用除外とされている。</p>	<p>は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができずと認められる情報をいう。</p> <p>エ 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた利用させてはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「利用については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれない。また、通達類もその根拠が不明なものは含まれず、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。</p>
<p>(1) 個人に関する情報（法第16条第1項第1号イ〔行政機関情報公開法第5条第1号〕及び法第16条第1項第2号イ〔独立行政法人等情報公開法第5条第1号〕）についての判断基準</p>	<p>第2 個人に関する情報(条例第15条第1項第1号イ〔情報公開条例第7条第2号〕)について</p>		<p>1 条例第16条第1項第1号ア（個人情報〔情報公開条例第7条第1号〕）について</p>

	<p>本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益は、最大限に保護する必要があること、個人の権利利益の中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、プライバシーに係る情報をすべて類型化することが困難であることから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている<u>特定歴史公文書</u>については、原則として<u>利用を認めない</u>とすることを定める(いわゆる「個人識別型」の採用。)とともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている<u>特定歴史公文書</u>についても、同様に利用を認めないとすることを定めたものである。</p> <p>その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の<u>利用制限情報</u>として取り扱うことから除かれるべき情報が記録されている<u>特定歴史公文書</u>については、この条例の目的に照らし、原則<u>利用許可</u>と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、例外的に<u>利用を認める</u>こととしたものである。</p>	<p>本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益は、最大限に保護する必要があること、個人の権利利益の中心となるプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、プライバシーに係る情報をすべて類型化することが困難であることから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている<u>行政文書</u>については、原則として<u>不開示</u>とすることを定める(いわゆる「個人識別型」の採用。)とともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている<u>行政文書</u>についても、同様に不開示とすることを定めたものである。</p> <p>その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の<u>不開示情報</u>として取り扱うことから除かれるべき情報が記録されている<u>行政文書</u>については、この条例の目的に照らし、原則<u>開示</u>と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、例外的に<u>開示</u>することとしたものである。</p>	
<p>① 特定の個人を識別することができる情報等（行政機関情報公開法第5条第1号本文及び独立行政法人等情報公開法第5条第1号本文）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。</p>	<p>1 特定の個人を識別することができる情報（本文）</p> <p>(1) 「個人に関する情報」</p> <p>「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、次のような情報など、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を<del>が</del>含む<del>られる</del>ものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。</p> <p>① 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報</p> <p>② 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報</p> <p>③ 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報</p> <p>④ 職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報</p> <p>⑤ 収入、所得、資産等個人の財産の状況に関する情報</p> <p>⑥ その他特定の個人を識別することができる情報</p> <p>個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に利用制限し、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に利用制限すべきでない情報を本号ウにおいて除外している。</p> <p>「個人」には、利用請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により利用制限されていた情報が、個人が死亡したことをもって利用を許可されることとなるのは不適当</p>	<p>1 特定の個人を識別することができる情報（本文）</p> <p>(1) 「個人に関する情報」</p> <p>「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、次のような情報など、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。</p> <p>① 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報</p> <p>② 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報</p> <p>③ 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報</p> <p>④ 職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、所属団体等個人の経歴又は社会的活動に関する情報</p> <p>⑤ 収入、所得、資産等個人の財産の状況に関する情報</p> <p>⑥ その他特定の個人を識別することができる情報</p> <p>個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ウにおいて除外している。</p> <p>「個人」には、開示請求者本人をはじめとする生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当だからであ</p>	<p>(1) 特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第7条第1号本文）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。</p> <p>具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報</li> <li>・学歴、職歴など経歴に関する情報</li> <li>・疾病、障害など心身に関する情報</li> <li>・資産、収入など財産に関する情報</li> <li>・思想、信条等に関する情報</li> <li>・家庭状況、社会的活動状況に関する情報</li> <li>・その他個人に関する一切の情報</li> </ul>

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号の規定により判断する。

イ 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの利用制限情報を構成するものである。

ウ 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

エ 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、行政機関情報公開法第5条第1号又は独立行政法人等情報公開法第5条第1号の規定が適用される。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

オ 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関

だからである。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報~~の意味する範囲~~に含まれるが、情報公開条例第7条第3号の法人等の事業活動に関する情報とその性質が同様と考えられるため、同条の規定により第8号~~で利用可否の判断をすることとして、本号の個人情報からは除外している。~~

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体とする~~である。~~

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合~~であつてももあるが~~、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別でき」に該当することとなる場合が多いと考えられる。

個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであつても、他の情報と照合し、組み合わせることにより~~＝~~特定の個人を識別することができるものについては、はも、個人識別情報として利用制限情報となる趣旨~~である。~~

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報~~や~~、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報~~もの~~など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も利用請求できることから、~~仮に~~当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる~~と解する。~~

他方、特別の調査をすれば入手し得るかもし知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない含めて考える必要はないもの~~と考えられる。~~

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質、~~や~~内容等に応じて、個別に適切に判断する~~ことが必要となる。~~

② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個~~々~~人を識別することができる情報ではない場合であつても、特定の集団に属する者に関する

る。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、第3号の法人等の事業活動に関する情報とその性質が同様と考えられるため、第3号で開示・不開示の判断をすることとして、本号の個人情報からは除外している。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合し、組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示する

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものであるが、その情報の性質上、情報公開条例第7条第2号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準によることが適当であるので、条例第16条第1項第1号イの規定により判断する。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、条例第16条第1項第1号アにより利用を制限するかどうかについて判断を行うものとする。

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることをいう。

する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

カ 「公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

情報の利用を許可すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このような場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを利用制限情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及びもたれ、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要がある場合について、補充的に利用制限情報として規定したものである。

と、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、個人の未発表の研究論文、研究計画、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要がある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである。

オ 「特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

② 法令の規定により又は慣行として公にされている情報等について（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ及び独立行政法人等情報公開法第5条第1号ただし書イ）

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開させることを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書ア）

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、これを公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるか、あるいは場合により個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、あえて利用制限情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の利用制限情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令等の規定により」

「法令等の規定」は、第1号にいう「法令等」と同義であるが、何人に対しても等しく当該情報を公開させることを定めている規定に限られる。例えば、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報を公にすることを定める商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、不動産の権利関係に関する情報を公にすることを定める不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条をいう。閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。

公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。例えば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項に対する同条第3項、住民基本台帳法第11条の2第1項に対する同条第4項のように、法令等に何人でもと規定されていても、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるとい趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないことから、これらの規定は

2 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書ア）

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、これを公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがないと認められるか、あるいは場合により個人のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令等の規定により」

「法令等の規定」は、第1号にいう「法令等」と同義であるが、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。例えば、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報を公にすることを定める商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、不動産の権利関係に関する情報を公にすることを定める不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条をいう。閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。

開示を求める者又は開示を求める理由によっては開示を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。例えば、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項に対する同条第3項、住民基本台帳法第11条の2第1項に対する同条第4項のように、法令等に何人でもと規定されていても、請求目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるとい趣旨でないときは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しないことになる。

(2) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（情報公開条例第7条第1号ただし書ア）について

ア 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいう。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。国立公文書館においては、従来、30年を経過した歴史公文書等について、作成又は取得から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において、当該個人情報を開示してきたことから、個々の案件における利用制限事由の該当性の判断に当たっては、これらの運用も踏まえるものとする。なお、判断の際には、法第18条第1項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別添参考資料「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報については、時の経過により、利用決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

は該当しないこととなる。

(2) 「慣行として」  
公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。例えば、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等であるを指す。

~~当該情報~~と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」  
当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、利用請求の時点では「公にされ」には当たらないと見られない場合があり得ることに留意する。  
また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

(4) 「公にすることが予定されている情報」  
将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。例えば、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した個人情報並びに個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報であるを指す。また、ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がない場合等など、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(2) 「慣行として」  
公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。例えば、表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等を指す。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

(3) 「公にされ」  
当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。  
また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

(4) 「公にすることが予定されている情報」  
将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。例えば、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した個人情報並びに個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報を指す。また、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

イ 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいう。

ウ 「公にされ……ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、過去に新聞等で報道された事実であっても、現在は限られた者しか知らない事実は、「公にされ……ている情報」に該当しない。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、利用請求の時点においては、公にされていないが、将来、公にすることが予定されている（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）情報をいう。

③ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書口及び独立行政法人等情報公開法第5条第1号ただし書口）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は公開する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、一方、人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

利用制限情報該当性の判断に当たっては、利用させることの利益と利用させないことの利益との調和を図ることが重要である。このため個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康等を保護する必要性が上回る場合には、当該個人情報を利用させる必要性と正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、一方、人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要である。このため個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害さ

(3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第1号ただし書イ）について

ア 情報公開条例第7条第1号本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。

イ 比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的に慎重に検討する。

検討を行うものとする。

生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活又は財産の保護とでは、利用決定により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、個別の事案に応じて慎重な検討配慮が必要である。

~~なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第9条）により図られる。~~

れる蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、個別の事案に応じた慎重な配慮が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第9条）により図られる。

④ 公務員等に関する情報の取扱い（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書ハ及び独立行政法人等情報公開法第5条第1号ただし書ハ）について

ア 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては利用制限情報に当たらない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに利用制限情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての利用制限情報該当性と他の個人にとっての利用制限情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は利用制限とする。

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ウ）

(1) 歴史公文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては利用制限とはしないこととしたものである。

また、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、特定の公務員等を識別することができる情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、利用に供することとしたものである。~~（平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手続が終了した公文書について適用。）~~

(2) 「当該個人が公務員等である場合において」  
個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が、例えば、職務遂行の相手方として、公務員等以外の個人に関する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに利用制限情報該当性を判断する必要がある。

すなわち、当該公務員等にとっての利用制限情報該当性と他の個人にとっての利用制限情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は利用制限とされることになる。

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ウ）

(1) 行政文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものである。

また、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、特定の公務員等を識別することができる情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。（平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手続が終了した公文書について適用。）

(2) 「当該個人が公務員等である場合において」  
個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が、例えば、職務遂行の相手方として、公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。

すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項

(4) 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第7条第1号ただし書ウ）について

ア 公務員等の職務遂行に係る情報については、情報公開条例第7条第1号本文の「個人に関する情報」に該当するが、本市の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については利用させる。

イ 公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを利用させると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより判断を行うこととする。この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職階に関係なく原則として公にする慣行が定着しているため、特段の事由がない限りその氏名を利用させるものとする。一方、本市職員以外の公務員等の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるため、当該団体において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断するものとする。

ウ 「公務員等」には、一般職だけでなく特別職を含めたすべての公務員が該当し、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。ただし、行政機関情報公開法第5条第1号ただし書及び独立行政法人等情報公開法第5条第1号ただし書ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、公務員等に関する情報であっても、役員及び職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。) ~~並びに~~独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかの別を問わないものである。したがって、国務大臣、国会議員、裁判官から地方議会議員、審議会等の構成員の職員で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。

また、過去において公務員等であった者 ~~は~~当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(3) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象と するものであるのも、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」には含まれない本規定の対象となる情報ではない。

(4) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくないが、~~このうち、前述のとおり~~、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにする観点から、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、その氏名、職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては 利用制限とはしない ~~と~~ ~~いう意味である。~~

「公務員等の職」とは、公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいう。

「警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等」とは、警察職員の他にこれに準ずるものとして麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員並びに漁業法(昭和24年法律第267号)第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたものをいう。~~(知事の規則第3条等)~~

職務遂行に係る情報であっても、それが他の 利用制限情報に該当する場合には、利用制限とする ~~される~~ ~~こととなる。~~

に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかの別を問わないものである。したがって、国務大臣、国会議員、裁判官から地方議会議員、審議会等の構成員の職員で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。

また、過去において公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(3) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(4) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにする観点から、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、その氏名、職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては 不開示とはしない ~~と~~ ~~いう意味である。~~

「公務員等の職」とは、公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいう。

「警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等」とは、警察職員の他にこれに準ずるものとして麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員並びに漁業法(昭和24年法律第267号)第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたものをいう。(知事の規則第3条等)

職務遂行に係る情報であっても、それが他の 不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

エ 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報をいう。したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

オ 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の利用制限事由に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体を利用させないこととすることがある。



エ 公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法第16条第1項及び第2項に掲げる利用制限情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（行政機関情報公開法第5条第1号ただし書イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関又は独立行政法人等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関又は独立行政法人等により作成され、又は、行政機関又は独立行政法人等が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

~~ととなる。~~

また、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。

例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に利用制限とされることになる。

(5) 警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を利用の対象としないこととしたものである。公にした場合、これらの公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書アに該当する場合には例外的に利用させることとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号ウとともに、アが重疊的に適用され、個人情報としては利用制限されないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

#### 5 本人からの利用請求

この条例の利用請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の利用請求が行われることも考えられるが、その場合には、条例第16条の規定により取り扱うこととなる。あった場合にも、利用請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、利用を制限する。

なお、実施機関（公社を除く。）が保有する個人情報については、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）により、行政文書に記録されている自己情報の開示が認められている（同条例第14条参照）。

また、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。

例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に不開示とされることになる。

(5) 警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたものである。公にした場合、これらの公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のウとともに、アが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

#### 5 本人からの開示請求

この条例の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、不開示となる。

なお、実施機関（公社を除く。）が保有する個人情報については、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）により、行政文書に記録されている自己情報の開示が認められている（同条例第14条参照）。

<p>(2) 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(法第16条第1項第1号ロ〔行政機関情報公開法第5条第2号〕及び法第16条第1項第2号ロ〔独立行政法人等情報公開法第5条第2号〕)についての判断基準</p>	<p>第3 法人等に関する情報(条例第15条第1項第1号ウ〔情報公開条例第7条第3号〕)について</p>		<p>2 条例第16条第1項第1号イ(情報公開条例第7条第2号、第3号又は第5号ア若しくはオ)について</p>
	<p><del>キ</del> 県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人等又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として開示する。しかしながら、法人等又は事業を営む個人は、雇用の場の確保、社会への財やサービスの供給等を通じて、社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は尊重、保護されなければならない。</p> <p><del>ク</del> 本号アは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として利用制限することを定めたものである。</p> <p><del>ケ</del> 本号イは、実施機関は行政の執行に当たり、法人等又は事業を営む個人から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該法人等又は個人の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、実施機関の要請を受けて、利用制限するとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における利用制限の取扱いに対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報が記録されている行政文書は、原則として利用制限とすることを定めたものである。</p> <p><del>キ</del> 本号ただし書は、本号ア又はイに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分が記録されている行政文書については、例外的に利用させることとしたものである。</p>	<p>1 県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人等又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として開示する。しかしながら、法人等又は事業を営む個人は、雇用の場の確保、社会への財やサービスの供給等を通じて、社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は尊重、保護されなければならない。</p> <p>2 本号アは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。</p> <p>3 本号イは、実施機関は行政の執行に当たり、法人等又は事業を営む個人から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該法人等又は個人の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、実施機関の要請を受けて、不開示にするとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における不開示の取扱いに対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報が記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。</p> <p>4 本号ただし書は、本号ア又はイに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分が記録されている行政文書については、例外的に開示することとしたものである。</p>	
<p>① 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(行政機関情報公開法第5条第2号本文及び独立行政法人等情報公開法第5条第2号本文)について</p> <p>ア 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)には、株式会社等の商法(明治32年法律第48号)上の会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、行政機関情報公開法第5条第6号イ又はホ、独立行政法人等情報公開法第5条第4号イからハマで若しくはトの規定に基づき判断する。</p>	<p><del>1</del> 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」(本文)</p> <p>(1) 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。)に関する情報」</p> <p>「法人その他の団体」とは、情報公開条例第6条第1項第1号の「法人その他の団体」と同義である。</p> <p>「法人」とは、営利法人(株式会社等の会社法上の会社)、公益法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、農業協同組合等の民間の法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。</p> <p>一方、国、独立行政法人等、<del>及</del>地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、公共性が高いこと</p>	<p>5 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」(本文)</p> <p>(1) 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。)に関する情報」</p> <p>「法人その他の団体」とは、第6条第1項第1号の「法人その他の団体」と同義である。</p> <p>「法人」とは、営利法人(株式会社等の会社法上の会社)、公益法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、農業協同組合等の民間の法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。</p> <p>一方、国、独立行政法人等及び地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、公共性が高いこと</p>	<p>(1) 法人等情報(情報公開条例第7条第2号)</p> <p>ア 法人等には、株式会社等の会社法(平成17年法律第86号)上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等も含まれる。</p> <p>ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等については、その公共的性格にかんがみ、本号の「法人」から除かれる。</p> <p>国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等も企業活動を行うことがあるが、それは情報公開条例第7条第2号ではなく、情報公開条例第7条第5号ア若しくはオに掲げる情報に該当するかどうかにより判断する。</p> <p>イ 法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為</p>

とから、法人等とは異なる利用制限の基準を適用すべきであるので、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については第4に規定するものである。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、行政機関情報公開法第5条第1号又は独立行政法人等情報公開法第5条第1号の利用制限情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあることに留意する。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について利用制限情報該当性を判断することが適当であることから、~~本号で規定しているものである。~~

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。したがって、事業活動と区別される事業を営む個人の家族構成、個人の所得、財産の状況等に関する情報は、個人に関する情報として本号ではなく前号で判断することとなる。

法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報は、当該法人等又は個人から「法令等に基づき権限により収集した情報」に限ることなく「任意に提供された情報」も含む。

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

ただし書前段は、法人等又は個人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は利用させることを定めたものである。この場合、現実に危害等が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、利用させることにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必

から、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については第4号以下に規定するものである。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。したがって、事業活動と区別される事業を営む個人の家族構成、個人の所得、財産の状況等に関する情報は、~~本号ではなく前号で判断することとなる~~。

法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報は、当該法人等又は個人から「法令等に基づき権限により収集した情報」に限ることなく「任意に提供された情報」も含む。

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

ただし書前段は、法人等又は個人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害等が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要

そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての利用制限事由が規定されているものとして本号で判断する。

ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

エ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

オ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- ・ 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

カ 「権利」は、財産権に限定されず、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利も当然含まれる。

キ 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものについては、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、利用させる。

ク 情報公開条例第7条第2号本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、行政機関情報公開法第5条第1号又は独立行政法人等情報公開法第5条第1号の利用制限情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について利用制限情報該当性を判断する。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（行政機関情報公開法5条第2号ただし書及び独立行政法人等情報公開法5条第2号ただし書）について

法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は行政情報公開法第5条第2号又は独立行政法人等情報公開法5条第2号の利用制限情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の利用がその危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合の当該事業活動に関する情報が「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る ことに留意する。

(4) 「ただし、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。」

ただし書後段は、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分については、利用させることを定めたものである。~~(平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手續が終了した公文書について適用。)~~

「実施機関との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において実施機関と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するもの」とは、法人等又は事業を営む個人と実施機関との契約に基づき、実施機関が、支出に関して作成し、又は取得した行政文書をいう。

性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合の当該事業活動に関する情報が「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

(4) 「ただし、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。」

ただし書後段は、支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分については、開示することを定めたものである。(平成10年6月の条例改正により、平成10年10月1日以降に決裁又は供覧の手續が終了した公文書について適用。)

「実施機関との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において実施機関と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するもの」とは、法人等又は事業を営む個人と実施機関との契約に基づき、実施機関が、支出に関して作成し、又は取得した行政文書をいう。

**③ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(行政機関情報公開法第5条第2号イ及び独立行政法人等情報公開法第5条第2号イ)について**

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単な

~~2-4~~ **「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)**

(1) 「権利」  
信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切を いう指す。

(2) 「競争上の地位」  
法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を いう指す。

(3) 「その他正当な利益」  
ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位 がを広く含まれるものである。

(4) 「害するおそれ」  
法人等又は事業を営む個人には株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関

**4 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)**

(1) 「権利」  
信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」  
法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」  
ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」  
法人等又は事業を営む個人には株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関

る確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ア 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば次のような情報をいい、必ずしも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものも含まれる含むものである。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ② 経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ③ 結社の自由を保障し組織秩序を維持するため、社会通念上団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより、団体の自治に対する不当な干渉となる情報
- ④ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報

イ 次のような情報が記録された行政文書は、「正当な利益を害するおそれ」があるとは認められず、利用に供することができると考えられる。

- ① 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）
  - ・ 法人に関する登記事項
- ② 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）
  - ・ 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項
  - ・ 報道広告等により法人等が公表した営業実績
- ③ 県が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの
  - ・ 県が作成した法人名簿等で従来公表してきたもの
- ④ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの
  - ・ 各種統計資料
- ⑤ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの
  - ・ 法人設立許可申請書
  - ・ 補助金交付申請書

係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ア 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば次のような情報をいい、必ずしも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものを含むものである。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ② 経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ③ 結社の自由を保障し組織秩序を維持するため、社会通念上団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより、団体の自治に対する不当な干渉となる情報
- ④ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報

イ 次のような情報が記録された行政文書は、「正当な利益を害するおそれ」があるとは認められず、開示できると考えられる。

- ① 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）
  - ・ 法人に関する登記事項
- ② 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）
  - ・ 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項
  - ・ 報道広告等により法人等が公表した営業実績
- ③ 県が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの
  - ・ 県が作成した法人名簿等で従来公表してきたもの
- ④ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの
  - ・ 各種統計資料
- ⑤ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの
  - ・ 法人設立許可申請書
  - ・ 補助金交付申請書

④ いわゆる任意提供情報（行政機関情報公開法第5条第2号口及び独立行政法人等情報公開法第5条第2号口）について

~~3~~ 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等

5 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に

(2) 任意提供情報（情報公開条例第7条第3号）について

ア 法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、利用制限情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、行政機関の情報収集能力の保護は、行政機関情報公開法第5条第6号イ等、独立行政法人等の情報収集能力の保護は、独立行政法人等情報公開法第5条第4号ハ等の規定によって判断する。

イ 「行政機関又は独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関又は独立行政法人等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関又は独立行政法人等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、行政機関又は独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

ウ 「行政機関又は独立行政法人等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関又は独立行政法人等の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた行政機関又は独立行政法人等が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、行政機関又は独立行政法人等の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該

#### に照らして合理的であると認められるもの」(イ)

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、不開示の条件が付されていることを理由にすべて利用制限とするのではなく、当該条件が合理的なものと認められる限り、利用制限情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、情報公開条例第7条第3条第6号ア等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されたものをいうが、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報であればあるが、たとえ当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについても、~~も~~、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

#### 照らして合理的であると認められるもの」(イ)

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、不開示の条件が付されていることを理由にすべて不開示とするのではなく、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、本条第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されたものをいうが、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

ア 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいう。したがって、個人又は法人等の側から、自己に有利な政策決定を求めて、自ら実施機関に情報を提供したような場合は含まれない。

また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しない。

イ 「公にしないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「公開しない」等の記載があるなど、明示があるものに限る。したがって、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

ウ 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。

<p>法人等において公にしていけないことだけでは足りない。</p> <p>キ 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には該当しない。</p>	<p>「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人等 <del>又はまたは個人</del>が属する業界、業種において、非公開とする慣行 <del>又はあるいは</del>通常の取扱いが存在し、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。</p> <p>「当該条件を付することが…合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。</p> <p>「当時の状況等」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を <del>考慮基本と</del>して判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断する <del>との趣旨である。</del>したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなす <del>ものであ</del> <del>る。</del>公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。</p>	<p>「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人等または個人が属する業界、業種において、非公開とする慣行あるいは通常の取扱いが存在し、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。</p> <p>「当該条件を付することが…合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。</p> <p>「当時の状況等」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。</p>	<p>エ 「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに客観的、合理的な理由があるものをいう。</p> <p>オ 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。</p> <p>カ 情報公開条例第7条第3号本文の規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。</p>
<p>(5) 国の機関、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報（法第16条第1項第1号ロ〔行政機関情報公開法第5条第6号イ又はホ〕及び法第16条第1項第2号ロ〔独立行政法人等情報公開法第5条第4号ハ又はト〕）についての判断基準</p>	<p>第4 事務又は事業に関する情報(条例第15条第1項第1号ウ〔情報公開条例第7条第6号ア若しくはオ〕)について</p>		<p>(3) 事務事業遂行情報（情報公開条例第7条第5号ア若しくはオ）について</p>
<p>国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。</p>	<p><del>1</del> 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、<del>利用制限に該当する。</del><del>とする合理的な理由がある。</del>県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。</p> <p><del>2</del> 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報」</p> <p><del>(1)</del> 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業」とは、アからオに例示した事務又は事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、</p>	<p>1 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、<del>不開示とする合理的な理由がある。</del>県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他55当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。</p> <p>2 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報」</p> <p>(1) 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業」とは、アからオに例示した事務又は事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、</p>	

~~地方独立行政法人若しくは公が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業の一切をいう。~~

~~(2) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。~~

~~3 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」~~

~~(1) 「次に掲げるおそれ」~~

~~「次に掲げるおそれ」としてアとオに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。~~

~~(2) 「当該事務又は事業の性質上」~~

~~当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。~~

~~(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」~~

~~本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。~~

~~判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。~~

地方独立行政法人若しくは公が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業の一切をいう。

(2) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

3 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。

① 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(行政機関情報公開法第5条第6号イ及び独立行政法人等情報公開法第5条第4号ハ)

ア 「監査」(主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。), 「検査」(法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。), 「取締り」(行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。), 「試験」(人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。), 及び「租税の賦課若しくは徴収」(国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ること)に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものであ

1-4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税反則取締り、漁業取締り等をいい、類似の事務事業と

4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税反則取締り、漁業取締り等をいい、類似の事務事業と

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれのあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。



る。  
イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、利用制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号に該当する。

して税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。  
(4) 「試験」とは、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う人の知識、能力等又は物の性能等を試す資格試験、採用試験等をいう。  
(5) 「租税の賦課若しくは徴収」  
「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。  
(6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」  
上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の方針、内容等に関する情報(監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報)や、~~試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、利用制限とするものである。~~また、事後であっても、例えば、監査等の方針、内容や違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、本号に該当する~~も得ると考えられる。~~

して税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。  
(4) 「試験」とは、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う人の知識、能力等又は物の性能等を試す資格試験、採用試験等をいう。  
(5) 「租税の賦課若しくは徴収」  
「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。  
(6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」  
上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の方針、内容等に関する情報(監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報)や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査等の方針、内容や違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

② 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(行政機関情報公開法第5条第6号ホ及び独立行政法人等情報公開法第5条第4号ト)

国若しくは地方公共団体が経営する企業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第3号の国有林野事業を行う国の経営する企業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用制限する。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、行政情報公開法第5条第2号及び独立行政法人等情報公開法第5条第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

~~2-8~~ 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(オ)

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。本県の場合、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業及び病院事業が県が経営する企業に該当する。)又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、情報公開条例第7条第3条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを利用制限とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営していること又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業であることに照らして、県民に説明する県の責務を重視した判断が必要になるため、その開示の範囲は~~第3号の法人等に関する情報~~とでは当然異なり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立

8 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(オ)

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。本県の場合、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業及び病院事業が県が経営する企業に該当する。)又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営していること又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業であることに照らして、県民に説明する県の責務を重視した判断が必要になるため、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業に関する情報

イ 本市が経営する企業に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。

	<p>行政法人並びに公社に係る事業に関する情報の利用制限の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。</p> <p><del>9 本号は、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、本号により利用制限されるものである。</del></p> <p><del>10 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは、本号により利用制限されるものである。</del></p> <p><del>また、許可、入札、試験その他、事務事業の性質上、開示することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合があるが、これも「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。</del></p> <p><del>「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、次のとおりである。</del></p> <p><del>ア 公にすることにより、事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、当該事務又は事業を実施する意味を喪失し、当該事務事業の目的が損なわれる情報</del></p> <p><del>イ 公にすることにより経費が著しく増大することになる情報</del></p> <p><del>ウ その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報</del></p>	<p>の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。</p> <p>9 本号は、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等又は地方独立行政法人並びに公社に係る事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、本号により不開示とされるものである。</p> <p>10 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは、本号により不開示とされるものである。</p> <p>また、許可、入札、試験その他、事務事業の性質上、開示することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合があるが、これも「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。</p> <p>「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、次のとおりである。</p> <p>ア 公にすることにより、事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、当該事務又は事業を実施する意味を喪失し、当該事務事業の目的が損なわれる情報</p> <p>イ 公にすることにより経費が著しく増大することになる情報</p> <p>ウ その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報</p>	
	<p><b>第5 議会の議員又は会派の活動に関する情報(条例第15条第1項第1号エ〔情報公開条例第7条第7号〕)について</b></p>		
	<p>1 議会の構成員である議員は、日常的に県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っているが、その活動に関する情報が利用されることにより、議員の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に利用を認めないこととする規定を設けたものである。</p> <p>2 また、議会において政党又は信条を同じくする議員が結成した団体である会派も、団体として県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っており、その活動に関する情報が利用されることにより、会派の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に利用を認めないこととする規定を設けたものである。</p> <p>3 「議会の議員…に関する情報」とは、議員個人として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査</p>	<p>1 議会の構成員である議員は、日常的に県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っているが、その活動に関する情報が開示されることにより、議員の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に不開示とする規定を設けたものである。</p> <p>2 また、議会において政党又は信条を同じくする議員が結成した団体である会派も、団体として県政に関する調査研究を含む様々な議会活動を行っており、その活動に関する情報が開示されることにより、会派の議会活動又は政治活動の自由が阻害されるおそれがあることから、公にすることにより、当該会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを特別に不開示とする規定を設けたものである。</p> <p>3 「議会の議員…に関する情報」とは、議員個人として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査</p>	

	<p>研究活動に関するものなどが含まれる挙げられる。</p> <p>4 「議会の…会派の活動に関する情報」とは、議会の会派として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが含まれる挙げられる。</p> <p>5 「公にすることにより、当該議員の…活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員個人が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その議員の議員活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。したがって、法令等の定めるところにより、閲覧することができる情報又は公表を目的として作成し、若しくは取得した情報は、該当しない。</p> <p>6 「公にすることにより、当該…会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、会派が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その会派の議会活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。</p>	<p>研究活動に関するものなどが挙げられる。</p> <p>4 「議会の…会派の活動に関する情報」とは、議会の会派として行う住民からの陳情などの要望事項に関する活動や調査研究活動に関するものなどが挙げられる。</p> <p>5 「公にすることにより、当該議員の…活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員個人が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その議員の議員活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。したがって、法令等の定めるところにより、閲覧することができる情報又は公表を目的として作成し、若しくは取得した情報は、該当しない。</p> <p>6 「公にすることにより、当該…会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、会派が日常的に行う活動に関する情報のうち、公にすることにより、その会派の議会活動や政治活動の自由が著しく阻害されるおそれがあるものである。</p>	
<p><b>(3) 国の安全等に関する情報（法第16条第1項第1号ハ及び法第16条第1項第2号ロ〔独立行政法人等情報公開法第5条第4号イ〕）についての判断基準</b></p> <p>① 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。</p> <p>「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。</p> <p>② 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織等（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。</p> <p>③ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にする</p>			

<p>ことにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。</p> <p>④ 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。</p>			
<p><b>(4) 公共の安全等に関する情報（法第16条第1項第1号ニ及び法第16条第1項第2号ロ〔独立行政法人等情報公開法第5条第4号ロ〕）についての判断基準</b></p>	<p><b>第6 公共の安全等に関する情報(条例第15条第1項第1号オ〔情報公開条例第7条第4号〕)について</b></p>		<p><b>3 条例第16条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第6号又は第7号）について</b></p>
	<p>1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を<u>利用制限情報</u>とすることを定めたものである。</p> <p>2 本号は、<u>情報公開条例第7条</u>第6号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と犯罪予防等とはその内容が性格的に異なる側面があるので、独立した利用制限情報として設けたものである。</p> <p>本号は、主に、公安委員会及び警察本部長において管理されている行政文書に記録されている情報を対象としているが、知事部局等において管理されている行政文書に記録されている犯罪予防等に関する情報も含まれる含むものである。</p> <p>本号に該当する情報を公にすれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となる恐れがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を<u>利用制限</u>するものである。</p>	<p>1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を<u>不開示情報</u>とすることを定めたものである。</p> <p>2 本号は、第6号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と犯罪予防等とはその内容が性格的に異なる側面があるので、独立した<u>不開示情報</u>として設けたものである。</p> <p>本号は、主に、公安委員会及び警察本部長において管理されている行政文書に記録されている情報を対象としているが、知事部局等において管理されている行政文書に記録されている犯罪予防等に関する情報を含むものである。</p> <p>本号に該当する情報を公にすれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となる恐れがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を<u>不開示</u>とするものである。</p>	<p>(1) 公共の安全・秩序維持情報（情報公開条例第7条第6号）について</p> <p>ア 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護……に支障が生じると認められる情報」とは、例えば、次のような情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報</li> <li>・ 公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報</li> </ul> <p>イ 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であるとを問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含む。</p> <p>ウ 「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含む。</p> <p>エ 「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、公にすることにより、安全で平穏な</p>

① 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。

犯罪の「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

② 「公訴の維持」〔法第16条第1項第1号ニ〕とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

③ 「刑の執行」〔法第16条第1項第1号ニ〕とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

④ 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反

3 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体、財産等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、衛生監視等のいわゆる行政警察活動に関する情報は、本号の対象ではなく、情報公開条例第7条第6号により利用・利用制限が判断されることとなる。~~ただし、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象からはずれるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の犯罪捜査に支障を及ぼす情報や、これらの犯罪を容易にするような情報であれば対象となるものと解される。~~

4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」  
(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、例えば、火薬庫台帳、警備日誌等のように、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により利用制限するものである。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し~~たり~~、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

~~「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し特定の刑事事件について審判を求める意思表示をする訴訟行為を公訴の提起というが、~~「公訴の維持」とは、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無

3 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体、財産等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、衛生監視等のいわゆる行政警察活動に関する情報は、本号の対象ではなく、第6号により開示・不開示が判断されることとなる。ただし、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象からはずれるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の犯罪捜査に支障を及ぼす情報や、これらの犯罪を容易にするような情報であれば対象となるものと解される。

4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」  
(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序47の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、例えば、火薬庫台帳、警備日誌等のように、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により不開示とするものである。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し特定の刑事事件について審判を求める意思表示をする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無

市民生活、善良な風俗など公共安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報をいう。

の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、情報公開法第5条第6号イ又は独立行政法人等情報公開法第5条第4号ハの規定により判断する。

- ⑤ 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが、人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、自由等を危害から保護し、住民生活が平穏、正常に営まれている状態が阻害されたりすることのないよう保障し、あるいは、社会の風紀その他の健全な社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去するために必要な警察活動等をいう。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、情報公開条例第7条第6号の事務又は事業に関する利用制限情報の規定により利用・利用制限が判断されることになる。

なお、法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（第6号）により対応することになるが、個別案件において本号に該当することがあり得る。

- 5 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
- 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、利用・利用制限の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断（~~認定~~）を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしている~~ものである~~。
- (1) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- (2) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、利用・利用制限の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認め

差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが、人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、自由等を危害から保護し、住民生活が平穏、正常に営まれている状態が阻害されたりすることのないよう保障し、あるいは、社会の風紀その他の健全な社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去するために必要な警察活動等をいう。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

なお、法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（6号）により対応することになるが、個別案件において本号に該当することがあり得る。

- 5 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
- 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断（認定）を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。
- (1) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- (2) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認めら

	られるためである。	れるためである。	
<b>3. 法第16条第1項第3号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準</b>			
国の機関（行政機関を除く。）から館へ移管された特定歴史公文書等の利用の制限については、法第14条に定める内閣総理大臣との協議の際に併せて協議することとし、合意が整った範囲で利用の制限を行うこととする。			
<b>4. 法第16条第1項第4号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準</b>			<b>第2 条例第16条第1項第2号に基づく利用制限</b> 利用請求に係る特定歴史公文書等がその全部又は一部を
館が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本項に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。			一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限する。 公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。
<b>5. 法第16条第1項第5号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準</b>	<b>第7 条例第15条第1項第2号の特定歴史公文書の原本の利用制限に関する判断基準</b>		<b>第3 条例第16条第1項第3号に基づく利用制限</b> 利用請求に係る特定歴史公文書等の原本を利用に供する
<p>「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。</p> <p>利用請求に係る特定歴史公文書等について、法第16条第1項第5号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」</p> <p>水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。</p> <p>なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。</p> <p>ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。</p> <p>(2) 「原本が現に使用されている場合」</p> <p>利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直</p>	<p>「特定歴史公文書の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。</p> <p>利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第1項第2号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」</p> <p>水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。</p> <p>なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間において利用を実施するものとする。</p> <p>ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。</p> <p>(2) 「原本を現に使用している場合」</p> <p>利用請求に係る当該特定歴史公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、移管元実施機関による借覧、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当</p>		<p>ことにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合には、その利用を制限する。</p> <p>ア 「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。</p> <p>イ 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間において利用させるものとする。ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。</p> <p>ウ 「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。</p>

<p>ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。</p>	<p>該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。</p>		
	<p><b>第8 条例第15条第2項に基づく時の経過の考慮及び移管元実施機関等の意見の参酌</b></p>		<p><b>第4 条例第16条第2項に基づく時の経過の考慮及び本市の機関等の意見の参酌</b></p>
	<p>利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第15条第1項第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。</p> <p>(1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」のとおりとする。</p> <p>(2) 「参酌」とは、実施機関及び地方独立行政法人等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は知事が行う。</p>		<p>利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第16条第1項第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項又は第12条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。</p> <p>(1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」のとおりとする。</p> <p>(2) 「参酌」とは、本市の機関及び地方独立行政法人等（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社をいう。）の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長に委ねられている。</p>
<p><b>6. 部分公開に関する判断基準</b></p>	<p><b>第3章 部分利用に関する判断基準</b></p>		<p><b>第5 条例第16条第3項に規定する部分利用</b></p>
<p>利用請求に係る特定歴史公文書等について、法第16条第3項に基づき部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>(1) 「容易に区分して除くことができるとき」</p> <p>① 当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。</p> <p>「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の墨塗り等を行い、当該内容がわからないようにすることを意味する。</p> <p>例えば、文章として記録されている内容そのものに</p>	<p>利用請求に係る特定歴史公文書について、条例第15条第3項に基づき部分利用をさせるべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>(1) 「容易に区分して除くことができるとき」</p> <p>① 当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分利用をさせないことができる。</p> <p>「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、<del>その内容が分からないよう</del>に被覆、複写物の墨塗り等を行い、当該内容がわからないようにすることを意味する。</p> <p>例えば、文章として記録されている内容そのものに</p>		<p>利用請求に係る特定歴史公文書等に利用制限情報が含まれている場合において、利用制限情報が記録されている部分（以下「利用制限部分」という。）を容易に区分して除くことができるときは、利用制限情報を除外した部分について利用させる。ただし、利用制限部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、利用させないこととする。</p> <p>(1) 「容易に区分して除くことができるとき」とは、利用制限部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限部分を物理的に除くことが、利用請求に係る特定歴史公文書等の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいう。特定歴史公文書等については、条例第15条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用について</p>



<p>は利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。</p> <p>② 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、法第15条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。</p> <p>このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。</p> <p>また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。</p> <p>(2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」</p> <p>部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、館長が法の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。</p> <p>(3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」</p> <p>① 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。</p> <p>② 「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。</p>	<p>は利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。</p> <p>② 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第14条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。</p> <p>このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。</p> <p>また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。</p> <p>(2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」</p> <p>部分的に利用させるに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかについては、知事が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。</p> <p>(3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」</p> <p>① 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。</p> <p>② 「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。</p>		<p>も、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまるので、劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限することがある。</p> <p>(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、利用請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいう。</p>
<p><b>7. 本人情報の取扱いについて</b></p> <p>個人識別情報は利用制限情報に該当する（法第16条第1項第1号イ及び第2号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、法第17条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、</p>	<p><b>第4章 本人情報の取扱いについて</b></p> <p>個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第15条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第16条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人</p>		<p><b>第6 条例第17条に規定する本人情報の取扱い</b></p> <p>個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第16条第1項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第17条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）</p>

「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でも  
ある場合を含め、法第16条第1項各号に掲げられた場  
合にも該当する場合には、法第16条の規定により判断  
することとなる。

以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場  
合を含め、条例第15条第1項第1号に掲げられた場合  
にも該当する場合には、条例第15条の規定により判断  
することとなる。

に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第16条  
第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例  
第16条の規定により判断することとなる。

**8. 権利濫用に当たるか否かの判断基準**

権利濫用に当たるか否かの判断は、利用請求の態様、  
利用請求に応じた場合の国立公文書館の業務への支障及  
び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と  
認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断  
する。国立公文書館の事務を混乱又は停滞させることを  
目的とする等利用請求権の本来の目的を著しく逸脱する  
利用請求は、権利の濫用に当たる。

**第7 条例第27条に規定する本市の機関等による利用の特例**

特定歴史公文書等を作成した本市の機関又は本市が設立  
した地方独立行政法人等が、それぞれの所掌事務又は業務  
を遂行するために必要があるとして当該特定歴史公文書等  
について利用請求をした場合は、条例第16条第1項第1  
号に規定する利用制限情報であっても、利用の制限を行わ  
ない。

(別添参考)  
30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人  
情報について

(別表)  
30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人  
情報について

この審査基準は、平成23年4月1日から適用する。  
別表  
30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人  
情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は110年を目途とする。</p> <p>4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

別表

30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について